

# 令和5年度 就学援助についてのお知らせ

瀬戸市では、経済的な理由によって瀬戸市立小中学校への就学が困難なお子様の保護者に対して、学用品費や給食費等、学校で必要な費用の一部を援助しています。

## 1 援助を受けるための申請ができる家庭と必要書類

(1) 以下の場合、援助を受けるための申請ができます。

	申請理由	左の事情を明らかにする書類
1	生活保護を受けています。	証明書は不要
2	生活保護を廃止または停止を受けています。	証明書は不要
3	固定資産税（家屋の新築によるものを除く）が減免されています。	証明書は不要
4	世帯全員の国民健康保険料が減免されています。	証明書は不要
5	児童扶養手当が支給されています。	証明書は不要
6	世帯全員の国民年金の掛金が減免となっています。	国民年金保険料免除承認通知書の写し 7月に新年度分の再提出が必要です。
7	生活福祉資金の貸付を受けています。	貸付決定通知書の写し
8	市民税が非課税または減免されています。	証明書は基本不要。 ただし、学生を除く15歳以上で年末調整・確定申告をしていない方は市役所で所得の申告が必要です。また、瀬戸市で所得の情報が確認できない場合、追加で書類を提出していただく場合があります。欄外参照
9	その他の理由で経済的に困っています。	

① 令和5年2月1日～6月30日(1学期分)までの申請 【認定基準】令和4年度の所得・課税状況

② 令和5年7月1日以降の申請【認定基準】令和5年度の所得・課税状況

認定基準となる年の1月1日以降に瀬戸市に転入した方

⇒転入前の市町村で発行される基準年の所得・課税証明書を提出

「9その他の理由」で援助を受けるための所得（給与所得控除後の金額）の目安について

生活保護基準額を基に算出しています。基準額の変更時にはこの金額も変更します。

金額は令和4年度のものであり変更することがあります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
所得金額	約185万円以下	約250万円以下	約300万円以下	約350万円以下	約380万円以下

世帯：住民登録上の世帯

住民票上の世帯が異なっても、同居者の収入を生活費等として分け合っている場合は生計を共にするものと判断します。ただし、同居にあたって住居の所有者に、家賃・光熱費・水道代・食費等を支払っており、経済的な援助を受けていない場合は、両親や親戚であったとしても別世帯と判断します。

※上記の所得金額はあくまでも目安であり、世帯人数が同じであってもその構成や年齢によって認定基準額は上下します。

(2) 必要書類

① 就学援助費受給申請書（各学校または瀬戸市役所3階学校教育課にあります。）

② 上記申請理由6・7のいずれかに該当する方は、事情を明らかにする書類

③ 前年度の収入の分かるもの(前年の収入がある方)

※③は上記申請理由8・9で所得の申告が済んでいない場合のみ

### (3) 注意事項

- ① 就学援助は学期毎の認定です。8月・12月に所得や児童扶養手当の支給状況の更新を反映させて再度審査・認定を行います。2回目以降の審査結果については、前回の認定状況から変更があった場合にのみ通知します。
- ② 就学援助費は学校諸費に滞納があることが判明したときは、学校長及び教育委員会の判断により、学校長に請求・受領の権限を委任することに同意していただきます。
- ③ 児童生徒以外の同居者記入欄には、生計を共にしている方のみご記入ください。ただし、生計を共にしているにもかかわらず記入されていない場合、虚偽の申請があったとして認定されない、または、認定の取り消しをいたします。

## 2 申請方法

初めて就学援助の申請をされる方は、教育委員会学校教育課（瀬戸市役所内）で申請してください。申請日の翌月以降の給食費等の学校諸費が援助費の支給対象となります。

## 3 支給内容 （学年費等の納付が免除となる訳ではありません。）

**準要保護者支給内容**（要保護者として認定を受けた方は、修学旅行費のみ支給）

令和4年度実績 <small>※変更の可能性があります</small>	小学校	中学校	支給時期
学用品費等	960円/月 (3月のみ1070円)	1,890円/月 (3月のみ1,940円)	7月・12月・3月
校外活動費(宿泊無)	1,600円(上限額)	2,310円(上限額)	3月
校外活動費(宿泊有)	3,690円(上限額)	6,210円(上限額)	実施時期による
新入学学用品費	51,060円	60,000円	5月
修学旅行費	22,690円(上限額)	60,910円(上限額)	実施時期による
学校給食費	認定後はじめの1学期のみ、該当分の給食費を翌学期に登録口座に振り込みます。以降給食費は就学援助費から充当されますので、学校から集金されなくなります。		

## 4 その他

- (1) 就学援助費は学校での費用をすべてまかなうわけではありません。
- (2) 就学援助費は後払いです。学校からの集金は毎月支払いをしてください。
- (3) 銀行口座に変更があった場合は学校教育課にて口座変更の手続きをしてください。
- (4) 経済状況の好転等により、就学援助の必要がなくなったときは、学校長または教育委員会学校教育課に申し出てください。
- (5) 個人宛の支給額通知書の郵送はしておりません。支給内容や金額等については下記までお問い合わせください。必ず申請者ご本人がご連絡ください。

**問い合わせ先** 瀬戸市教育委員会 学校教育課学事係（瀬戸市役所内） 電話88-2762